

台湾からのインセンティブ旅行誘客事業委託業務  
仕様書

1. 業務名称

台湾からのインセンティブ旅行誘客事業

2. 実施時期

契約締結の日から平成30年3月26日（月）まで

3. 業務の趣旨・目的

本事業は、台湾の旅行会社を群馬県内に招請し、台湾市場におけるインセンティブ旅行の旅行先として本県の知名度向上及び同国からの誘客を図る。

4. 対象事業の定義

本事業で対象とするインセンティブ旅行については、企業等が自社社員や販売店等を対象に、報奨として行う旅行を指し、1 ツアー最大50名（1バス）程度の規模を想定とする。

5. 事業の内容

(1)旅行会社招請事業

①日程

- ・ 契約日～平成30年3月26日（月）の間で3泊4日以上の行程で実施すること。
- ・ 実施時期についても提案すること。
- ・ 行程作成にあたっては以下の日程案を参考とすること。

日程案

行程	内容	宿泊先
1日目 (入国)	台湾 → 成田又は羽田空港 成田又は羽田空港 → 群馬県 群馬県内視察	群馬県内泊
2日目	群馬県内視察	群馬県内泊
3日目	群馬県内視察	群馬県内泊
4日目 (帰国)	群馬県 → 成田又は羽田空港 成田又は羽田空港 → 台湾	

②招請者

- ・ 台中市、高雄市のほか、台湾南部を拠点する、インセンティブ旅行を取り扱う旅行会社3～5社。
- ・ 招請者の候補リストを提出すること。また候補とした理由も記載すること。
- ・ 招請者はインセンティブ旅行の取扱実績があり、旅行商品を企画・造成できる責任者や企画担当者を必須とし、その要件を満たさない者は選定しないこと。
- ・ 招請者の選定及び調整事項については委託者と十分に協議すること。

③行程

- ・ 温泉や歴史文化、体験（果物狩り、伝統工芸）、産業観光等のインセンティブ旅行に適した視察先を行程に組み込むこと。
- ・ 利用空港は成田空港もしくは羽田空港とし、県内宿泊は3日以上とすること。

※最終的な行程は委託者と十分協議の上決定するものとし、提案からの修正もありうるので留意すること。

#### ④県内市町村、観光関係者との意見交換会

- ・ 招請した旅行会社と地元市町村、観光関係者との意見交換会を県内で1回以上実施すること。
- ・ 会場はホテル・旅館の会議室等とし、会場の手配費用を見積りに含めること。
- ・ 実施にあたって県内側の参加者の募集、とりまとめ等の調整を行うこと。また当日の設営、受付業務、司会進行を行うこと。県内側の参加者全16名で見積り作成。
- ・ 開催方法については参加人数も鑑みながら、委託者と協議の上、実施すること。

#### ⑤見積書作成にあたっての注意事項

##### i. 全般

- ・ 国際航空券（台湾内の国際空港ー成田空港もしくは羽田空港）、宿泊、国内移動、食事、観光施設入場料等、取材行程に必要な一切の手配を行うこと。また提案にあたっては以下の手配内容を明確にすること。
  - 宿泊施設の名称および利用する客室タイプ
  - 取材先観光施設等の名称および取材内容
  - 食事利用の際の施設名および食事内容
  - 交通機関を利用する場合はその事業者名・利用便・座席の等級
- ・ 国内移動費は、専用車借上料、乗車券代等の他、行程上で必要となる有料道路通行料・駐車料についても計上すること。
- ・ 行程中の招請者のすべての朝食、昼食、夕食を手配すること。食事場所の選定にあたっては、アレルギーや信仰、招請国の好みも加味し、施設の雰囲気も含めて視察の一環になりうることに十分留意すること。
- ・ 今回の招請参加者の保険にかかる経費を計上すること。
- ・ 招請者が利用するためのWi-Fiルーターを手配すること。
- ・ 招請コースについては、無理なく十分な取材が行えるスケジュールとなるよう考慮するとともに、招請者が無理なく安全に行動できる体制をとること。
- ・ 招請者の国籍、氏名、掲載予定の媒体の情報等を招請の14日前までに報告すること。
- ・ 招請案内等の翻訳・発送、連絡調整、プロフィール作成などの招請にかかわる事務を行うこと。
- ・ 招請者に対しアンケートを実施することとし、アンケート調査票の作成、実施、結果分析および日本語への翻訳を行うこと。なお、アンケート調査票は今後の誘客の参考になるような設問とすること。
- ・ 招請後、各招請者と随時連絡を取り、旅行会社における商品造成状況等の事業成果の把握・課題の分析等を行うこと。

##### ii. 専用車

- ・ 県内移動は専用車を用意すること。
- ・ 専用車は、招請者、添乗員、随行者の移動と各招請者の荷物の運搬を考慮して、余裕を持った大きさとすること。
- ・ 専用車の利用に当たり、乗務員宿泊料が必要な場合は、別途項目を立てて算定すること。

##### iii. 宿泊場所

- ・ 宿泊場所は群馬県内の旅館もしくはホテルとする。
- ・ 宿泊は原則として1人1部屋とすること。施設の選定にあたっては、宿泊施設についても視察の一環となりうることに十分留意すること。

##### iv. 通訳案内士

- ・ 全行程フルアテンドの中国語通訳案内士（該当地域の観光知識に長ける者）を1名以上手配すること。
- ・ 同行する通訳案内士に対し、事前に各地の観光情報を学習する機会を提供すること。

#### v. 添乗員

- ・受託者は事前に各関係機関と詳細な打合せを行い、責任をもって事業の管理・実施するとともに、業務内容を十分把握した添乗員を同行させ、視察先との連絡調整を迅速に行える体制を整えること。

#### 6 実績報告書及び成果物の提出

事業が完了したときは、速やかに実施報告書を作成し、提出すること。

実績報告書は事業名、実施時期、事業内容をとりまとめ、写真や表などを用いて関係に記載すること。

なお、各事業の実績・効果を把握するための測定方法（情報収集の方法など）を提案し、測定結果として実施報告書に記載すること。

#### 業務実施報告書

- ・業務実施報告書（A4 冊子：写真・画像等はカラーとする） 3部
- ・業務実施報告書データ（CD-ROM） 1枚

#### 7 その他

（1）業務実施にあたっては委託者と連携を密にし、必要な打合せ・相談を行い、仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、委託者と協議により決定するものとする。

（2）委託により作成された成果物に関する全ての権利は、（公財）群馬県観光物産国際協会に帰属するものとする。

## 1 業務の名称

台湾からのインセンティブ旅行誘客業委託業務

## 2 業務の趣旨・目的

本事業は、台湾の旅行会社を群馬県内に招請し、台湾市場におけるインセンティブ旅行の旅行先として本県の知名度向上及び同国からの誘客を図る。

## 3 事業の内容

別添仕様書のとおり

## 4 予算額

2,338,200 円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・応募に要する経費は、含まない（提案者の負担とする。）。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出をお願いします。

## 5 契約期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 26 日（月）まで

## 6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・国税及び地方税を滞納していない者
- ・当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

## 7 スケジュール

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 参加申込 | 平成 30 年 1 月 19 日（金）午後 5 時 必着<br>※詳細は、下記 8 のとおり      |
| (2) 質問受付 | 平成 30 年 1 月 19 日（金）午後 5 時 まで<br>※詳細は、下記 9 のとおり。     |
| (3) 応募期限 | 平成 30 年 1 月 26 日（金）午後 5 時 必着<br>※詳細は、下記 10 のとおり。    |
| (4) 審査   | 平成 30 年 1 月 29 日（月）～1 月 31 日（水）<br>※詳細は、下記 11 のとおり。 |
| (5) 結果発表 | 平成 30 年 2 月上旬                                       |

## 8 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書（様式 1）」を郵送又は持参により提出してください。

- |          |                              |
|----------|------------------------------|
| (1) 提出期限 | 平成 30 年 1 月 19 日（金）午後 5 時 必着 |
|----------|------------------------------|

- (2) 提出先 〒371-0026 群馬県前橋市大手町 2-1-1  
公益財団法人群馬県観光物産国際協会

## 9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付けます。

- (1) 受付期間 平成30年1月19日(金)午後5時 まで  
(2) 質問様式 質問様式(様式2)による。  
(3) 質問方法 FAX又はEメールによる。  
①FAX 027-243-7275  
②Email gtia@gtia.jp  
※Emailの場合は件名を「台湾からのインセンティブ旅行誘客事業委託業務  
質問事項」としてください。  
※FAX又はEメールにより質問を提出した後は以下まで必ず連絡願います。(電話)  
(4) 提出先 公益財団法人群馬県観光物産国際協会  
(5) その他 質問に対する回答は、1月22日(月)までに質問者及び参加申込の意思表示があ  
った業者へ、FAX又はEメールで回答します。

## 10 応募の手続き等

- (1) 提出書類
- |  |    |
|--|----|
| ア 企画提案書表紙(様式3)   | 1部 |
| イ 企画提案書本体(任意様式)  | 6部 |
| ウ 業務実施体制(様式4)  | 6部 |
| エ 作業工程(任意様式)   | 6部 |
| オ 費用見積書(任意様式)  | 1部 |
| 宛名は「公益財団法人群馬県観光物産国際協会 理事長 市川捷次」とし、見積書の内訳には<br>各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。 |    |
| カ 会社概要(パンフレット等)  | 6部 |
| キ 法人登記簿謄本  | 1部 |
| ク 決算書  | 1部 |
| ケ 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式5)  | 1部 |
| コ その他資料(適宜)  |    |
- (2) 提出方法・提出期限
- ア 提出方法 (3)の提出先あて、持参又は郵送による  
イ 提出期限 平成30年1月26日(金)午後5時 必着
- (3) 提出先  
〒371-0026 群馬県前橋市大手町 2-1-1 公益財団法人群馬県観光物産国際協会  
(電話) 027-243-7273
- (4) 応募書類の取扱い
- ・提出された応募書類は返却しません。
  - ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。
- (5) その他注意事項
- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
  - ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。
  - ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。
  - ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡いただくとともに、その旨を書面にて提出願います。

## 11 審査

提出された書類に基づき、以下の項目を審査し、受託の優先交渉者を決定します。なお、審査結果は、平成30年2月上旬を目処に、応募者全てに文書により通知します。

(審査基準)

- ・趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ・企画提案内容に関すること（企画力、実現性・具体性、構成内容、オリジナリティ、表現方法）
- ・実施体制等に関すること（業務遂行能力、業務への熱意・意欲、事業実績）
- ・積算に関すること（見積金額の妥当性）
- ・総合評価（全体的な整合性）

## 12 契約

- ・上記11において選定された者を事業の委託契約候補者とします。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、(公財)群馬県観光物産国際協会との交渉で決定します。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、(公財)群馬県観光物産国際協会に帰属します。